

平成28年度第3回白石警察署協議会議事概要

開催日時	平成28年11月30日(水) 午後1時30分から午後2時30分までの間		
開催場所	札幌方面白石警察署 2階会議室		
出席者	委員 8人	警察署 6人	
	会長 木村 幸男 副会長 南 靖子 委員 林 義雄 委員 飛山 恒夫 委員 広井 久 委員 鈴木 和弥 委員 佐藤 正良 委員 谷地田眞紀	署長 須田 信明 副署長 伊藤 修一 刑生官 脇山 義人 地域官 佐々木 健 警務課長 石川 健次 警務係長	
議 事 概 要			
1 開式の辞 2 木村会長挨拶 3 署長挨拶 4 報告・協議事項 白石警察署における術科の取組みについて 5 意見及び質疑等 (1) 拳銃の使用について ○ 委員 警察術科の一つとして「拳銃操法」がある旨の説明を受けたが、警察官が実際に拳銃を撃つ場合はあるのか、あるとすれば、それはどのようなときか。 また、拳銃訓練はどこで実施するのか。 ○ 警察回答 警察官は、職務上、拳銃の所持を許されており、その使用基準については規則で定められている。 当署においては、今年に入ってから現在までのところ、拳銃を撃った事案はない。 警察官は、厳格な要件のもと拳銃を使用するのだが ○ 相手に向けて拳銃を構えることができる場合 ○ 威かく射撃をすることができる場合 ○ 相手に向けて拳銃を撃つことができる場合 など、その現場が規則で示された使用基準に該当する場合、警察官は拳銃を使用することとなる。 警察官が行う拳銃訓練については、「拳銃操法」と「実射訓練」などがある。 「拳銃操法」とは、警察官が拳銃を安全かつ適正に使用するための基本的な動作を身に付けさせる訓練である。			

また、「実射訓練」とは、射撃技術の向上を目的とする訓練である。

警察官に対しては、拳銃を安全かつ適正に使用することができるよう、それぞれの警察署等において拳銃操法の訓練が行われており、警察の拳銃射撃場においては射撃技術の向上を目的とする「実射訓練」も行われている。

(2) 高齢運転者対策について

○ 委員

全国的に、高齢者による事故も後を絶たないが、白石署の管内では、特に、高齢運転者による事故の発生状況はどうか
また、何か対策はあるのか

○ 警察回答

全国的にも、高齢者運転者による事故が数多く発生している。
交通事故の統計等における高齢者とは、65歳以上となっている。
高齢運転者が第一当事者となる事故は、11月29日現在で

全道は

2213件の発生で、全体の約22%
死者41名で、全体の28.5%
負傷者2547名で、全体の約21.3%

白石署は

99件の発生で、全体の約15.9%
死者0名
負傷者112名で、全体の約15.2%

アクセルとブレーキの間違いによる事故は

全道で33件の発生、死者3名、負傷者37名

で白石署管下での発生はない。

また、高齢運転者対策だが、道警としては

1年以内に3回以上事故を起こした高齢者に対して、警察官が自宅を訪問し、交通安全指導や運転免許の自主返納を促すなど

の『S・D・S』シルバー・ドライバーズ・サポートを推進している。

白石署としては

啓発活動中における高齢運転者に対する声掛け、夜光反射材の配布
自動車学校との連携による講習前の出前講話

などを実施して事故防止を促している。

○ 委員

平成29年に道路交通法が改正されて、高齢運転者に関しどのような点が変わるのか。

○ 警察回答

平成29年3月12日に、改正道路交通法が施行されるが、その主な内容は、75歳以上の運転者を対象に

臨時認知機能検査や臨時高齢者講習がなされること

つまり、認知機能が低下した時に起こしやすい違反行為をした時は検査を受けなければならないこと、その検査の結果から認知機能低下の高齢者は講習を受けなければならないというものであり、更に

臨時適性検査制度の見直し

つまり、医師の診察を受け診断書を提出しなければならないというもので、『認知症』と診断された場合は免許の取り消しの対象となる。

また

高齢者講習の合理化、高度化

については、認知機能の低下のおそれがない場合は、講習時間が短縮されたり、高齢者講習に実車指導や個別指導が実施されるようになる。

(3) 暴力団抗争の最近の動向について

○ 委員

暴力団抗争として、札幌市北区での事件があったから、その後はどうか

○ 警察回答

道内では、札幌市北区新川での事件以来は、大きな事件の発生はないが、暴力団抗争に対する警戒は、普段の執行務において継続している。

6 閉式の辞

(第4回の開催は来年2月ころを予定)